

令和 8年度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その3

令和 8年 5月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

業務説明書

1. 概要
- | | | |
|-------|---------------------|---------|
| 対象施設 | | |
| 管径 | 300～2,700 mm | |
| | ※矩形管については診断箇所一覧表を参照 | |
| 円形管 | 開削工法 | 1,837 m |
| 矩形管 | 現場打ち | 1,187 m |
| 円形管 | 推進工法 | 2,493 m |
| マンホール | | 78 箇所 |
- 設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所
- 別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間
- 契約締結日から令和9年2月26日まで
4. 位置図
- 別添による。(位置図3枚)
5. 仕様書
- 別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書
-

()	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その3
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和9年2月26日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		① 無
設 計 協 議		中間打合せ 2回
詳細診断	延 長	円形管（開削工法） 1,837 m 矩形管（現場打ち） 1,187 m 円形管（推進工法） 2,493 m
	調 査 対 象 管 路	雨水・汚水共、①合流のみ ②汚水のみ 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	① 無
	特 殊 構 造 物	① 無 特殊マンホール（15基） マンホール形式ポンプ場（2次製品）（ 基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（ 基） 吐口 その他（41基）
	耐 震 計 算	①（応答変位法） 無 レベル1地震動 ②レベル1及び2地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 ③標準以外（62断面）
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	0 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 300～2,700mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法 推進工法

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の2回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-185	071109006	071108155	300	53	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削（1200mm未満）	東区	東苗穂5条1丁目
P-186	071108155	071108022	500	6.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm未満）	東区	東苗穂5条1丁目
P-187	071108022	071108157	500	41.65	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm未満）	東区	東苗穂5条1丁目
P-188	071108157	071108105	1650	135.29	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古9条5丁目
P-189	071108105	071103018	1650	181.86	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古9条4丁目
P-190	071103018	071102113	1800	212.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古9条4丁目
P-191	071102113	071102800	1800	109.81	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古9条3丁目
P-192	071102800	071102005	1800	113.28	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	東区	伏古9条3丁目
P-193	071102005	061122026	2000	106.49	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古9条2丁目
P-194	061122026	071101151	2000	27.31	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	東区	伏古9条2丁目
P-195	080722011	080722053	1200	128.27	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	山の手3条6丁目
P-196	080718029	080718074	1350	11.62	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	山の手3条1丁目
P-197	080718172	080719064	2400	288	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	山の手2条1丁目
P-198	080720121	080720843	3400×3400	10.2	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条5丁目
P-199	080720843	080720842	3400×3400	19.8	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条5丁目
P-200	080720842	080720841	3400×3400	135	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条5丁目
P-201	080720841	080715842	3400×3400	60	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条4丁目
P-202	080715842	080715841	3400×3400	30	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条4丁目
P-203	080715841	080715861	3400×3400	90	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条4丁目
P-204	080715861	080715860	3400×3400	120	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条3丁目
P-205	080715860	080811017	3400×3400	60	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条2丁目
P-206	080811017	080811016	5000×2500	8	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条2丁目
P-207	080806013	080806821	5100×2550	4	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条1丁目
P-208	080806821	080806822	5100×2550	225	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒3条1丁目
P-209	080806822	080806801	5100×2550	72.07	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	二十四軒2条1丁目
P-210	080806801	080801018	5100×2550	107.93	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒1条東5丁目
P-211	070822066	070822113	1500	66.23	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	八軒4条東4丁目
P-212	070822158	070822174	1500	72.37	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒5条東4丁目
P-213	070822174	070818016	1500	66.85	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒6条東4丁目
P-214	070818016	070818012	1500	135.78	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒6条東4丁目
P-215	070818012	070818101	1500	174.7	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒7条東4丁目
P-216	070813171	070813170	1500	14.66	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒10条東4丁目
P-217	070808028	070808029	2200	49.68	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東2丁目
P-218	070808029	070808030	2200	57.9	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東2丁目
P-219	070808030	070807153	2200	67.65	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東2丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-220	070807153	070807155	2200	66.77	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	八軒10条東2丁目
P-221	070807155	070802120	2200	75	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	八軒10条東1丁目
P-222	070802066	070802065	2200	23.2	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	八軒10条東1丁目
P-223	070802065	070802058	2200	82.6	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	八軒10条西1丁目
P-224	060816800	060816172	2300	86.35	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒10条西6丁目
P-225	060816172	060720157	2300	70.15	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管A）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒10条西6丁目
P-226	060720101	060720054	2700×2700	28.76	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒9条西7丁目
P-227	060720054	060720057	2700	22.5	遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管B）	合流	開削（1200mm以上）	西区	八軒9条西7丁目
P-228	060720055	060720822	2300×2300	21.96	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒9条西7丁目
P-229	060720822	060720058	2300×2300	19.49	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒9条西7丁目
P-230	060720053	060720057	2000	19.15	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	西区	八軒9条西7丁目
P-231	060724801	060724115	2400	130.24	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒8条西8丁目
P-232	060724115	060719800	2400	65.52	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒8条西8丁目
P-233	060724800	060724801	2400	146.19	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西8丁目
P-234	060724009	060724800	2400	67.82	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西8丁目
P-235	070704800	060724009	2400	116.4	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西8丁目
P-236	070704801	070704800	2400	115.38	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西7丁目
P-237	070704163	070704801	2400	119.59	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西6丁目
P-238	070705800	070704163	2400	131.71	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西5丁目
P-239	070710051	070705800	2400	107.44	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西4丁目
P-240	070710801	070710051	2400	52.78	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒5条西4丁目
P-241	070710166	070710801	2400	268.99	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒5条西3丁目
P-242	070811800	070710166	2400	250.7	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条西1丁目
P-243	070811127	070811800	2400	112.5	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒6条東1丁目
P-244	071101163	071101160	2500	35.75	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古8条2丁目
P-245	071101151	071101161	2000	171.69	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削（1200mm以上）	東区	伏古8条1丁目
P-246	071101107	071101161	1350	46.5	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	合流	推進（中大口径）	東区	伏古8条1丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-205	071109006	1号型マンホール	8.84	4.07	東区	東苗穂5条1丁目
M-206	071108155	1号型マンホール	8.49	4.51	東区	東苗穂5条1丁目
M-207	071108022	分水マンホール（特殊マンホール）	7.81	5.31	東区	東苗穂5条1丁目
M-208	071108157	5号型マンホール	9.21	6.67	東区	伏古9条5丁目
M-209	071108105	3号型マンホール（角型）	8.85	6.45	東区	伏古9条4丁目
M-210	071103018	特殊5号型マンホール	9.68	7.54	東区	伏古9条4丁目
M-211	071102113	特殊5号型マンホール	10.67	8.72	東区	伏古9条3丁目
M-212	071102800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.57	0	東区	伏古9条3丁目
M-213	071102005	特殊5号型マンホール	10.49	8.84	東区	伏古9条2丁目
M-214	061122026	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.84	9.28	東区	伏古9条2丁目
M-215	071101151	特殊5号型マンホール	10.49	8.95	東区	伏古8条1丁目
M-216	080722011	特殊3号型マンホール	34.96	7.18	西区	山の手3条6丁目
M-217	080722053	3号型マンホール（角型）	31.81	4.34	西区	山の手3条5丁目
M-218	080718029	8号型マンホールC	27.1	4.9	西区	山の手3条1丁目
M-219	080718074	7号型マンホール	27.15	2.21	西区	山の手2条1丁目
M-220	080718172	7号型マンホール	25.44	9.28	西区	山の手2条1丁目
M-221	080719064	特殊6号型マンホール	22.53	9.27	西区	山の手1条1丁目
M-222	080720121	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	16.38	7.81	西区	二十四軒3条6丁目
M-223	080720843	仮想マンホール（ダミーマンホール）	16.45	0	西区	二十四軒3条5丁目
M-224	080720842	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.7	0	西区	二十四軒3条5丁目
M-225	080720841	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.72	0	西区	二十四軒3条4丁目
M-226	080715842	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.9	0	西区	二十四軒3条4丁目
M-227	080715841	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.6	0	西区	二十四軒3条4丁目
M-228	080715861	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.77	0	西区	二十四軒3条3丁目
M-229	080715860	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14	0	西区	二十四軒3条2丁目
M-230	080811017	1号型マンホール	13.45	0	西区	二十四軒3条2丁目
M-231	080811016	1号型マンホール	13.5	5.8	西区	二十四軒3条2丁目
M-232	080806013	1号型マンホール	13.7	6.04	西区	二十四軒3条1丁目
M-233	080806821	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.68	0	西区	二十四軒3条1丁目
M-234	080806822	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.32	0	西区	二十四軒2条1丁目
M-235	080806801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.83	0	西区	八軒1条東5丁目
M-236	080801018	1号型マンホール	12.09	0	西区	八軒1条東5丁目
M-237	070822066	4号型マンホール	12.47	5.98	西区	八軒4条東4丁目
M-238	070822113	4号型マンホール	12.41	6.02	西区	八軒5条東4丁目
M-239	070822158	4号型マンホール	12.45	6.34	西区	八軒5条東4丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-240	070822174	特殊4号型マンホール	11.83	5.84	西区	八軒6条東4丁目
M-241	070818016	4号型マンホール	11.95	6.05	西区	八軒6条東4丁目
M-242	070818012	特殊4号型マンホール	11.64	5.94	西区	八軒7条東4丁目
M-243	070818101	特殊4号型マンホール	10.68	5.25	西区	八軒9条東4丁目
M-244	070813171	4号型マンホール	11.05	5.94	西区	八軒10条東4丁目
M-245	070813170	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.83	6.25	西区	八軒10条東4丁目
M-246	070808028	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.59	6.75	西区	八軒10条東2丁目
M-247	070808029	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.39	6.65	西区	八軒10条東2丁目
M-248	070808030	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.7	7.08	西区	八軒10条東2丁目
M-249	070807153	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.4	6.91	西区	八軒10条東2丁目
M-250	070807155	6号型マンホール	10.17	6.82	西区	八軒10条東1丁目
M-251	070802120	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.19	6.99	西区	八軒10条東1丁目
M-252	070802066	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.34	7.34	西区	八軒10条東1丁目
M-253	070802065	特殊5号型マンホール	10.93	7.97	西区	八軒10条西1丁目
M-254	070802058	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.41	6.63	西区	八軒10条西1丁目
M-255	060816800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.33	0	西区	八軒10条西6丁目
M-256	060816172	6号型マンホール	9.35	7.7	西区	八軒10条西6丁目
M-257	060720157	6号型マンホール	9.2	8.14	西区	八軒9条西7丁目
M-258	060720101	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.35	8.9	西区	八軒9条西7丁目
M-259	060720054	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.35	7.95	西区	八軒9条西7丁目
M-260	060720057	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.15	9.82	西区	八軒9条西7丁目
M-261	060720055	6号型マンホール	9.3	8.84	西区	八軒9条西7丁目
M-262	060720822	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.92	0	西区	八軒9条西7丁目
M-263	060720058	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.09	9.68	西区	八軒9条西7丁目
M-264	060720053	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.55	7.84	西区	八軒9条西7丁目
M-265	060724801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.03	0	西区	八軒8条西8丁目
M-266	060724115	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	8.9	9.65	西区	八軒8条西8丁目
M-267	060719800	仮想マンホール（処理場・ポンプ場）	8.22	0	西区	八軒9条西7丁目
M-268	060724800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.6	0	西区	八軒6条西8丁目
M-269	070704800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.66	0	西区	八軒6条西8丁目
M-270	060724009	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.6	9.77	西区	八軒6条西8丁目
M-271	070704801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.85	0	西区	八軒6条西7丁目
M-272	070704163	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.96	9.8	西区	八軒6条西6丁目
M-273	070705800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.33	0	西区	八軒6条西5丁目
M-274	070710051	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.35	9.95	西区	八軒6条西4丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-275	070710801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.71	0	西区	八軒5条西4丁目
M-276	070710166	特殊5号型マンホール	10.83	10.13	西区	八軒5条西3丁目
M-277	070811800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.61	0	西区	八軒6条西1丁目
M-278	070811127	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.9	8.86	西区	八軒6条東1丁目
M-279	071101163	特殊6号型マンホール	10.52	5.1	東区	伏古8条2丁目
M-280	071101160	雨水吐室（特殊マンホール）	11	5.8	東区	伏古8条1丁目
M-281	071101107	4号型マンホール	11.4	9.5	東区	伏古8条1丁目
M-282	071101161	特殊1号型マンホール	11	11	東区	伏古8条1丁目

管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うとともに、耐震性能が不足すると評価された施設について、補強すべき具体的な部位を抽出し、整理することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

- 1) 業務着手届
- 2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

- ①技術者等経歴書
- ②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）
- ③資格要件を証明する書類の写し

- 3) 業務日程表

- (2) 業務実施中
 - 1) 業務計画書
- (3) 完了時
 - 1) 業務完了届
 - 2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 担当職員

- (1) 本市は、業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2.2 現地踏査

設計図書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

また、マンホール調査の作業時間帯については、対象箇所の上地や交通状況を考慮し、

発注者においてあらかじめ昼間および夜間作業の箇所数を想定している。

受託者は、現地踏査等の結果に基づき、想定されている数量に増減が生じた場合は、具体的な作業時間帯（昼間・夜間）および必要な交通規制方法を整理した「現地調査計画書（または作業計画書）」を作成し、担当職員と別途協議すること。

第3章 耐震診断調査等一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

3.3 調査上の疑義

調査上疑義が生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第4章 耐震診断調査（詳細診断）

4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きよの計算を伴わないマンホールについてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

(1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

4.3 新指針適用に伴う管路施設の耐震計算

本業務における管路施設およびマンホールの耐震診断・設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2025年版）」（日本下水道協会）に基づき実施するものとする。積算にあたっては、「令和7年度版 下水道用設計標準歩掛表」（以下「R7版歩掛」という）を適用している。

業務履行中に「令和8年度版 下水道用設計標準歩掛表」（以下「R8版歩掛」という）が発刊され、新指針の適用に伴う作業量増分が反映された改定があった場合に限り、該当する作業項目について R8 版歩掛を適用し、設計変更の対象として取り扱うものとする。R8 版歩掛において、新指針の適用に伴う改定が行われなかった場合、または改定内容が本業務に該当しない場合は、原則として当初（R7 版歩掛の適用）の通りとする。

4.4 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

4.5 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図 (S=2, 500) は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図 (縦断 : S=1/100、平面 : S=1/500) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

4.6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断 (詳細診断)

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 耐震診断調査関係提出図書 (詳細診断)

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000~1/30,000	原図一式・白焼き2部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き2部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き2部

- | | |
|-------------------|-----------|
| (4) 成果品目録 | A4 判製本 2部 |
| (5) 報告書 | A4 判製本 2部 |
| (6) 打合せ議事録 | A4 判製本 2部 |
| (7) その他資料（下水道台帳他） | 原稿一式 |

6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品2部（正・副各1部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

媒体の仕様 : CDまたはDVD

媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下2桁) + 業務番号4桁 例: 260010)

業務名称 (例: 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)

完了年月 (例: 2026年〇月)

委託者名(課名) (例: 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)

受託者名 (例: □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報 (詳細は(2)参照)

ファイルの種類: オリジナルファイル【必須】

(使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること)

PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

業務管理ファイル (Microsoft Excel)

(詳細は(3)に記載)

(2) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス (パターンファイル) 定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(3) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル (エクセル形式) を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業務名	第 号 (※1) 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇 (※2)			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社 (※3)			
	主任技術者：(※3)		連絡先：(※3)	
TECRIS 登録番号	※4			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2026年の業務番号101番→「260101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）
※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 （使用したソフトウェアのすべてを記載すること。）
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領（札幌市下水道河川局事業推進部）
- (3) 札幌市道路占用規則等
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（ " ）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（ " ）
- (7) 下水道管路施設設計の手引（ " ）

- (8) 下水道施設の地震対策マニュアル (")
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (")
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 (")
- (11) 下水道推進工法の指針と解説 (")
- (12) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き (")
- (13) 水理公式集 (土木学会)
- (14) コンクリート標準示方書 (")
- (15) 土木工学ハンドブック (")
- (16) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (")
- (17) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (")
- (18) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (")
- (19) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (20) 河川砂防技術基準 (国土交通省)
- (21) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (22) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (23) 道路土工－仮設構造物工指針 (")
- (24) 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (")
- (25) 道路土工－カルバート工指針 (")
- (26) 共同溝設計指針 (")
- (27) 道路橋示方書・同解説 (")
- (28) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)

第8章 業務カルテの作成・登録

8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報入力システム (TECRIS) (一財) 日本建設情報総合センター) に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

第9章 安全対策関係

9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地
の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
現地踏査及び現地作業	2人/日	2人/日

交通誘導警備員Aについては、次項における1級又は2級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備
業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線
に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、
下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2
級検定合格警備員を1人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警
察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合
格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応
を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－1 資格要件分類表

要件分類	資格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCM(同種・類似業務の履行経験がある)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について(大卒:13年、短大・高専卒:15年、高卒:17年)以上の実務経験を有する者

表－2 下水道法に規定された資格要件(下水道法施行令第15条第1項の一部を抜粋)

1. 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
 - イ 計画設計(事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。)を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)
2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
 - イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(以下、省略)
3. 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条

の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。